

平成30年第5回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成30年9月21日（金曜日）

議事日程 第2号

平成30年9月21日（金曜日）午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 発議第 16号 | 議員派遣の件について |
| 日程第 2 | 報告第 5号 | 平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について |
| 日程第 3 | 報告第 6号 | 株式会社水の故郷の経営状況の報告について |
| | 報告第 7号 | 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について |
| | 報告第 8号 | 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について |
| 日程第 4 | 諮問第 4号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 45号 | みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 46号 | みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 47号 | 字の区域の変更について |
| 日程第 8 | 認定第 1号 | 平成29年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 | 平成29年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 | 平成29年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 | 平成29年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 | 平成29年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 | 平成29年度みなかみ町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 48号 | 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について |
| | 議案第 49号 | 平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1 番	牧 田 直 己 君	2 番	茂 木 法 志 君
3 番	鈴 木 美 香 君	4 番	阿 部 清 君
5 番	高 橋 視 朗 君	6 番	窪 田 金 嘉 君
7 番	本 多 公 保 君	8 番	高 橋 久美子 君
9 番	森 健 治 君	10 番	鈴 木 初 夫 君
11 番	石 坂 武 君	12 番	小 林 洋 君
13 番	中 島 信 義 君	14 番	阿 部 賢 一 君
15 番	高 橋 市 郎 君	16 番	山 田 庄 一 君
17 番	久 保 秀 雄 君	18 番	小 野 章 一 君

欠席議員 な し

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高 橋 康 之	書 記 本 間 泉
書 記	田 村 勝	

説明のため出席した者

町長職務代理者	笠 木 淳 司 君	教 育 長	田 村 義 和 君
副 町 長			
参 与	田 村 秀 君	会 計 課 長	田 村 雅 仁 君
総 務 課 長	原 澤 志 利 君	総合戦略課長	桑 原 孝 治 君
エコパーク推進課	高 田 悟 君	税 務 課 長	岡 田 宏 一 君
町民福祉課長	内 田 保 君	子育て健康課長	鈴 木 伸 一 君
生活水道課長	金 子 喜一郎 君	農 政 課 長	松井田 順 一 君
観光商工課長	宮 崎 育 雄 君	地域整備課長	古 川 文 雄 君
教 育 課 長	杉 木 隆 司 君	水 上 支 所 長	林 和 也 君
新 治 支 所 長	原 澤 達 也 君	代表監査委員	澁 谷 正 誼 君

開 会

議 長（小野章一君） おはようございます。ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

町長職務代理者挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長職務代理者より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

（町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇）

町長職務代理者副町長（笠木淳司君） 皆さん、おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

去る9月19日、みなかみ町長職務代理者を拝命いたしました副町長の笠木淳司と申します。もとより微力ではございますが、町長不在の間、与えられた職責を全うする所存でございます。議長を初め、議員各位のご協力を賜りながら一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（小野章一君） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

なお、室温が高くなっておりますので、上着については各自自由にお脱ぎいただきたいというふうに思っております。

日程第1 発議第16号 議員派遣の件について

議 長（小野章一君） それでは、議事日程第1、発議第16号、議員派遣の件についてを議題いたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第2 報告第5号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長（小野章一君） 日程第2、報告第5号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてを議題といたします。

町長職務代理者より、報告の説明を求めます。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

（町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇）

町長職務代理者副町長（笠木淳司君） 報告第5号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見書をつけて報告するものであります。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標からなっております。いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

平成29年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。

それでは、4つの指標について順次ご説明申し上げます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないため数値が計上されておられません。

実質公債費比率につきましては、11.8%で早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、複数となっているため、数値が計上されておられません。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率についてご報告申し上げます。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、経営健全化基準は20%となっており、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めることとなっております。

平成29年度決算に基づく町の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足ではないため、数値が計上されておられません。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（小野章一君） 報告第5号、平成29年度に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてを終わります。

日程第3 報告第6号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について

報告第7号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について

報告第8号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

議長（小野章一君） 日程第3、報告第6号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第8号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長職務代理者より一括して報告の説明を求めます。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

（町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇）

町長職務代理者副町長（笠木淳司君） 報告第6号から第8号まで一括して報告申し上げます。

町が2分の1以上出資している法人である株式会社水の故郷、株式会社猿ヶ京温泉夢未来及び株式会社月夜野振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

株式会社水の故郷の平成29年度の経営状況につきましては、当期純利益が473万4,905円で平成28年度に比べ329万8,923円の減額となりました。

次に、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の平成29年度の経営状況につきましては、当期純損失が733万5,568円となり、利益を計上しました平成28年度に比べ751万7,626円の減額となっております。

次に、株式会社月夜野振興公社の平成29年度の経営状況につきましては、当期純利益が61万2,208円となり、損失を計上しました平成28年度に比べ155万5,535円の増額となりました。

以上で経営状況の報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で報告第6号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第8号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまでを終わります。

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（小野章一君） 日程第4、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

（町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇）

町長職務代理者副町長（笠木淳司君） 諮問第4号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として平成28年1月よりご活躍いただいておりますみなかみ町後閑1580番地1の石坂和利氏が平成30年12月31日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員候補者の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格、識見に優れ、人権擁護委員として適任者であります同氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長職務代理者の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより諮問第4号についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第4号の質疑を終結いたします。

これより諮問第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第4号の討論を終結いたします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第5 議案第45号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第5、議案第45号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

（町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇）

町長職務代理者副町長（笠木淳司君） 議案第45号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、関連する条例について改正を行うものであります。

改正の主な内容についてですが、条例第23条の改正は、地方税法第294条の改正により、人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しないことを定めたものです。

条例第24条の改正は、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定整備及び非課税限度額の引き上げの改正でございます。

条例第92条の改正は、地方税法第464条の改正により、製造たばこの区分を新たに創設するものでございます。

条例第93条の改正は、地方税法第466条の新設にあわせて加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充てんしたもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者前2者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者、その他これらに準ずる者として総務省令で定める者に売り渡し、消費等または引き渡しがされたもの及び輸入したものについては製造たばことみなす改正であります。

条例第94条の改正は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とするものでございます。

なお、加熱式たばこに係る当該課税方式の見直しにつきましては、5年間をかけて段階的に移行させます。

条例第95条の改正は、たばこ税率の引き上げに関して、3段階で引き上げを行う改正であります。

改正条例第2条の改正は、加熱式たばこの課税方式段階的移行の2回目の改正及び法附則第15条第43項の削除に伴う項ずれの修正でございます。

第3条は、加熱式たばこの段階的移行の3回目の改正及びたばこ税の税率引き上げの第2回目の改正であります。

第4条は、加熱式たばこの段階的移行の4回目の改正及びたばこ税の税率引き上げの第3回目であります。

第5条は、加熱式たばこの段階的移行の5回目の改正でございます。

第6条は、たばこ税に関する経過措置の改正及び手持ち品課税の税率引き上げ時期の変更でございます。

いずれも地方税法の改正に伴う改正でございます。

施行日はそれぞれ附則で定めるとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長職務代理者の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第45号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第6、議案第46号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長職務代理人より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理人副町長笠木淳司君。

（町長職務代理人副町長 笠木淳司君登壇）

町長職務代理人副町長（笠木淳司君） 議案第46号についてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業については、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により事業を進めていますが、この条例の基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、整合を図るための条例改正であります。

改正の目的は、放課後児童支援員の基礎資格要件の明確化及び緩和であり、具体的には条例第11条第3項第4号を改正し、同10号を新設するものです。

明確化については、4号の学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者としします。

現行教育免許制度では、免許取得後一定期間経過した者は、免許更新講習を受講しなければ教諭となることができないとされていますが、放課後児童支援員には適用せず、免許更新講習は不要であることを明確化するものです。

緩和としては、第10号に5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者を追加するものです。これまで、第9号で高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者と規定され、中卒者は放課後児童健全育成事業に従事することはできませんでしたが、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、放課後児童支援員の資格について、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正するとされたことを受け、追加するものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長職務代理人の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第46号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

これより議案第46号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 字の区域の変更について

議長（小野章一君） 日程第7、議案第47号、字の区域の変更についてを議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

（町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇）

町長職務代理者副町長（笠木淳司君） 議案第47号、字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本件につきましては、みなかみ町営前中原土地改良事業の施工に伴い、区域内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域の変更が必要となりました。変更にあたっては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただく必要がございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長職務代理者の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第47号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

これより議案第47号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8 認定第1号 平成29年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長(小野章一君) 日程第8、認定第1号、平成29年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、平成29年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長職務代理者より提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

(町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇)

町長職務代理者副町長(笠木淳司君) 認定第1号から第6号までは、いずれも平成29年度の決算認定であるため、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号、平成29年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は145億7,063万8,195円、歳出総額は136億4,130万2,754円で、歳入歳出差引残額が9億2,933万5,441円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が2億9,676万3,000円ありますので、実質収支額は6億3,257万2,441円となりました。

歳入については、町税が36億6,893万5,454円で、歳入の25.2%を占めております。その主なものは、町民税8億5,402万4,551円、固定資産税24億595万5,501円であります。地方譲与税は1億9,167万6,000円、各種交付金は合意で4億5,977万6,820円であります。地方交付税では、普通交付税が46億8,846万7,000円、特別交付税が3億422万4,000円でありました。

分担金及び負担金は1億2,968万6,290円で、畜産基地建設事業分担金1,191万3,628円、学校給食費負担金7,237万2,018円等でありました。使用料及び手数料は、町営住宅使用料、一般廃棄物収集処理手数料等で2億4,167万2,783円となりました。国庫支出金は8億5,673万9,149円で、障害者自立支援給付費等負担金1億5,920万円、児童手当負担金1億4,712万3,333円、子供のための

教育・保育給付費負担金1億60万1,070円、社会資本整備総合交付金1億9,210万8,000円などとなりました。

県支出金は6億6,380万4,230円で、障害者自立支援給付費等負担金7,960万円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金6,117万6,741円、国民健康保険基盤安定負担金6,854万2,493円、福祉医療費補助金7,026万2,224円などがありました。

寄附金は4億7,281万9,110円で、主なものはふるさと寄附金4億6,633万4,010円であります。

繰入金は8億4,292万4,010円で、主なものは財政調整基金繰入金5億5,000万であります。

町債は12億8,340万円で、内訳は合併特例事業債が2億1,800万、過疎対策事業債が8億9,920万円、地方交付税で交付されるべきところを町債としている臨時財政対策債が4億6,620万円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費は1億3,740万6,028円でありました。

2 款総務費は25億7,286万9,395円となり、主な内訳は総務管理費22億9,705万4,953円、徴税费1億8,232万9,175円であります。総務管理費の主なものは、一般管理費7億9,119万4,575円、財産管理費1億3,837万7,078円、企画費4億7,116万5,523円、地域振興費4億9,734万4,486円、温泉施設費1億5,206万1,980円であります。

3 款民生費は25億7,723万4,705円となりました。このうち社会福祉費は17億4,881万8,729円で、主な内訳は社会福祉総務費1億9,953万5,254円、老人福祉費1億2,320万6,832円、福祉医療費1億4,808万5,014円、障害者福祉費4億4,170万7,556円、介護保険費3億9,178万9,225円、後期高齢者医療費3億9,481万5,882円であります。

また、児童福祉費は8億2,837万7,282円であり、児童福祉総務費1億3,002万118円、児童措置費2億1,476万8,900円、保育等施設費4億7,841万9,586円等であります。

4 款衛生費は11億9,258万6,906円となりました。内訳は、保健衛生費4億4,568万2,318円、清掃費5億8,152万9,297円、水道費1億6,537万5,291円であります。

6 款農林水産業費は7億385万1,863円であり、その内訳は農業費6億1,297万1,750円、林業費9,088万113円であります。

7 款商工費は5億2,428万7,080円となり、その内訳は商工費7,787万7,899円、観光費4億4,640万9,181円であります。

8 款土木費は17億2,715万6,608円となり、内訳は道路橋梁費7億1,838万6,488円、都市計画費8億575万3,242円、住宅費1億7,596万4,353円等であります。

9款消防費は5億2,822万8,924円でありました。

10款教育費は15億3,433万2,557円となり、その内訳は教育総務費2億9,198万5,490円、高等学校費5億2,035万4,600円、社会教育費1億3,169万4,500円、保健体育費1億8,148万5,648円、学校給食費2億2,508万6,169円等であります。

12款公債費は21億1,394万2,532円となり、元金は20億2,062万2,894円で、利子は9,331万9,638円でありました。

以上、一般会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額30億5,957万8,015円、歳出総額27億8,800万637円、歳入歳出差引残額は2億7,157万7,378円となりました。

歳入につきましては、国民健康保険税が歳入総額の17%、国庫支出金が19.8%、前期高齢者交付金が22.3%、共同事業交付金が20.4%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の58.7%であります。平成30年度から国民健康保険制度改革により群馬県が財政運営の責任主体となりましたが、国保税の納付や保険証の発行などの窓口業務については、今までどおり町で行っております。

以上、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額2億8,204万8,942円、歳出総額2億6,053万6,465円、歳入歳出差引残額は2,151万2,477円となりました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が歳入総額の56.1%を占め、続いて一般会計繰入金の34.1%などとなっております。

歳出につきましては、大部分が2款後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳出総額の95.3%を占めております。後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となっており、町においては、主に保険料の徴収や窓口業務を行っているところです。

以上、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第4号、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額26億3,202万5,238円、歳出総額25億1,531万3,201円、歳入歳出差引残額は1億1,671万2,037円となりました。

歳入につきましては、介護保険料が歳入総額の18.9%、国庫支出金が24.2%、支払基金交付金が25.4%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の92.2%であります。

引き続き、健全な制度運営を基本として、真に必要な介護サービスの提供が図られるよう制度の拡充に努めてまいります。

以上、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第5号、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額は9億3,677万350円、歳出総額は9億937万2,911円で、歳入歳出差引残額は2,739万7,439円となりました。

歳入につきましては、使用料及び手数料が歳入総額の29.2%、一般会計繰入金が43.4%、町債が15.2%などとなっております。

歳出につきましては、2款下水道事業費が歳出総額の42.3%、3款公債費が51.0%などとなっております。

以上、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第6号、水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入4億6,349万2,261円、支出3億9,059万7,381円となりました。

資本的収入及び支出につきましては、収入3億7,068万8,525円、支出5億2,655万8,960円、継続費通次繰越額は3,755万4,000円となりました。不足額1億5,587万435円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,545万9,447円、繰越工事資金2,571万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469万6,988円で補填いたしました。

以上が水道事業会計となりますが、認定第1号から第6号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長職務代理者の提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 澁谷正誼君。

（代表監査委員 澁谷正誼君登壇）

代表監査委員（澁谷正誼君） 代表監査委員の澁谷でございます。

ただいま議長のほうからご指名をいただきましたので、私のほうから決算審査意見書についてご報告を申し上げます。

これは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、私ども7月20日から8月10日までの間、実質的には約10日間になるわけでありますけれども、各会計について決算をさせていただきました。

なお、この意見書につきましては、8月21日に町長のほうに提出してございます。

それでは、中に入りたいと思います。2ページをお開きいただければと思います。

第1の一般会計であります。

真ん中辺、1の財政収支の状況であります。平成29年度の歳入総額145億7,063万8,195円で、予算額に対して96.19%、調定額に対しては94.27%でありました。また、自主財源の約6割を占める町税につきましては、36億6,893万5,454円でありまして、歳入全体に占める割合は25.18%となっております。

ここに表を2つほど掲載してあります。下のほうの歳入構成というところで、自主財源と依存財源ということで分けさせていただきます。自主財源というのは、国や県の頼りにならずしてこの町として徴収できる金額、いわゆる自立できる金額ということになるわけでありますけれども、これが29年度については全部で145億7,000万のうち61億

2,200万、構成比として約42%を占めているわけであります。これは、前年が38.7でございましたけれども、前年に比べて若干上回ったという状況かと思います。こうした状況がこれからも続けばいいかと思っているんですけれども、引き続きご努力をしていただきたいと思います。

2の財政運営の状況であります。歳入については、町税における収入未済額は7億862万1,654円でありまして、調定額に対しての収納率82.32%であります。不納欠損額については7,913万8,942円となっております。

歳出につきましては、予算額151億4,824万2,000円、支出済額136億4,130万2,754円ありますが、不用額が8億9,403万4,246円、そして翌年度への繰越額が6億1,290万5,000円がありまして、予算の執行率としては90.05%、ほぼ前年並みでございますけれども、こういう状況にあったわけであります。

次のページは基金の状況であります。基金につきましては、それぞれ条例に基づく積み立て、運用利子、その他積み立てを行っております。

なお、平成29年度決算においた余剰金のうち3億2,000万については、この30年度に積み立てる予定であります。

ここに一覧表を掲示しておきました。みなかみ町の積立金は、全部で現在15本あります。前年も15でございました。合計でことしの決算額、一番下のほうの決算年度末現在高が78億7,777万5,125円ということで、前年度に対しましては約7,000万円減少したということであります。それぞれ目的を持った基金として管理されておるわけでございます。

次に、各節に入ります。

まず、4ページの表は、ここ3年間にわたる町の歳入の状況を掲示したものでございます。これをごらんいただければわかりますけれども、特に中ほどの地方交付税、これが29年度が49億9,269万1,000円でありまして、27年度には53億円ほどあったわけでありまして、これが年々減少する、これが後ほど申し上げますけれども、今後もうこういった状況が続くというふうにご理解いただければと思います。

なお、先ほど職務代理からお話がありましたように、寄附金については、下から五、六番目にあります。4億7,281万9,110円でありますけれども、この99%がふるさと寄附金という状況であります。特に、27年度には全体で約2億円ぐらいだったわけでありますけれども、この2.5倍が29年度には収入されたという状況が示されております。

次の5ページ、歳入の主な状況であります。まず、1款の町税であります。まずは、ここで訂正をお願いいたします。この町税の上から3行目のところ、冒頭に5項「ケイ」入湯税がありますけれども、この「ケイ」というものを消していただきたいと思います。5項入湯税ということでお願いします。

町税につきましては、調定額44億5,669万6,050円に対しまして、収入をされたのが36億6,893万5,454円でございます。収入済額は平成28年度に対して3,557万9,738円増額したということでありまして、これは特に4項のたばこ税、

それから5項の入湯税、これが前年度を下回っておりますけれども、その他の税金については前年度を上回ったという状況でこういう結果が出たことになっております。町税の収入済額のうち固定資産税が65.58%、町民税は23.28%でございました。調定額は減額なのに対しまして、収入済額が増額となっているということは、収納に対する努力は見ておるといふふうに考えられておりまして、今後も同様に収納の努力を続けていただければと思っております。

次に、10款の地方交付税であります。ここは全体では49億9,269万1,000円でしたが、利根商業高等学校分として3億5,464万1,000円が含まれておりまして、この状況は下の表のとおりであります。一番下の表のC、A-Bのところ、差引のところではありますが、29年度、町として利根商を除いた額になりますけれども、46億3,805万円でありました。これは28年度は、49億566万8,000円ということで、前年よりも約2.7億円の減額になったということでございます。

次に、6ページの表、これは12款から2款までの町における各会計の未収入額を掲載してございます。ごらんいただければと思います。それぞれ未納の内容を精査いたしまして、住民間の公平性あるいは財源の確保、制度維持の観点からも、場合によっては法的措置も踏まえて徴収を望みたいというふうに考えております。

次に、歳出であります。1款議会費、議会費の歳出総額は1億3,740万6,028円でございます。収入額並びに支出額ともにほぼ前年と横ばいであったというふうに見ております。開かれた議会を目指し今後も活発な議会活動を期待したいと思っております。

次のページ、2款からになります。先ほど、冒頭、職務代理のほうから細かい数字につきましてはご説明いただきましたので、私のほうからは特にコメントの部分について明瞭報告させていただきたいと思っております。

2款の総務費、上から7行目のところあたりです。自主防災組織に対する補助金の利用頻度がふえてきております。近年は、地震あるいは豪雨災害等、想定外の災害がふえている中で、初めに人命救助等を行うのは自主防災組織が頼りになってくると考えます。

自主防災組織をより活動しやすくなるような補助金のあり方を含めた制度の確立が望まれるところであります。いわゆる自主防災組織、区長さんをトップにしているんだろうと思いますけれども、各地域に設立と言われます。なかなか機能的に難しいというような話も聞きますけれども、最近是非常に災害等も多くなっております。いざというときにやはり動けるのは身近なところ、自主防災組織だろうというふうに考えておりますので、これの活動範囲が広がりますよう、あるいは活動しやすくなりますよう今後ともお取り組みをお願いしたいと思っております。

町における人口減少と高齢化問題を考えた場合に、移住・定住の促進、あるいはそのための環境整備というのは、重要な行政課題の一つであると思っております。平成29年度には、空き家バンクが12件の成約がされたと。相談件数は25件であったようであります。テレワークセンターMINAKAMIにおいて、お試しサテライトオフィスモデル事業では、32社161名もお試し勤務をしているという状況が聞かれます。今後も移住・定住を促進する事業展開に大いに期待したいと思っております。

次に、3 款の民生費であります。上から 8 行目のところ、生きがいを感じている高齢者の割合が、平成 27 年度 75.5%から平成 28 年度は 79%というふうに上昇しておりますが、平成 29 年度は 77.6%というふうに低下しております。高齢化社会久しいわけではありますが、高齢者の多くが生きがいを感じていられることは、健康寿命を延ばし元気な本町が形成されると感じております。

また、地域で支えあう福祉活動を行っている町民の割合は、平成 25 年度 36%であったわけではありますが、これが残念ながら年々減少をしているという状況にあります。地域での支えあう姿勢が弱体しているのではないかというふうに心配をされるところでありますが、今後の高齢化社会にありまして、地域においてさまざまな形での協力関係が求められておりまして、生きがいを持ち元気な高齢者がこれからも地域を支える存在として、積極的に協力してもらえようような仕組みづくり、ネットワークづくりなどを期待したいと思っております。

また、町民アンケートでも自分の子供が心身ともに健やかに育っていると感じている保護者の割合が平成 28 年度は 89.9%でありまして、平成 29 年度は 85.9%と低下しております。ただ、前年度まで順調に上昇しておりまして、特に本町の子育て支援策というものは、ほかの市町村からも大変評判がいいといえますか、高数字になるというふうと考えておりまして、今後も子育て支援の充実を図り、子育てしやすいまちづくりに励んでいただければと思っております。

4 款の衛生費、上から 8 行目あたりですね。平成 29 年度ユネスコ・エコパークに登録されまして、自然と共生するみなかみの姿そのものが世界のモデルであるというふうに認められたわけであります。今後ともごみの減量化あるいは資源化について啓発活動を推進するとともに、美しいまちづくりについても積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

6 款の農林水産業費、上から 5 行目ですね。鳥獣による被害金額は、平成 28 年度 74 万 5,000 円、これが平成 29 年度は 72 万 1,000 円でございます。被害面積は、平成 28 年度の 9 ヘクタールから平成 29 年度は 8.49 ヘクタールというふうに減少しております。また、人的被害につきましても 1 件というふうに減少しております。ただ、ここ数年、熊等の目撃情報が非常に増加しておりまして、平成 30 年度に入りまして、もたたくさんの目撃情報が出ております。今後も対策を強化し、特に人身被害が出ないような十分な対応をお願いしたいと思います。

次に、7 款の商工費であります。9 ページをお願いいたします。3 行目、観光面で見ますと、宿泊客それから入湯客、観光商業、ともに平成 28 年度に比べますと平成 29 年度は低下しております。観光客誘致のため、本町観光業の国際化に向けた取り組みをさらに進めるとともに、国内外両方の観光客の増加のための施策を積極的に行っていただければと思っております。特に、最近、外国人の観光客が非常にふえているということで、特にリピーターの方が増加しているというふうな状況も聞いております。私もみなかみ町ユネスコ・エコパークに登録されたわけがあります。これらを起点として、まだまだ伸びしろのある町でございますので、今後とも観光行政につきましては頑張っていただければ

というふうに思っております。

8 款の土木費、8 行目、都市計画道路につきましては、順調に計画が進んでいると考えております。町民の利便性が向上するよう進めていただければと思います。

一方、町営住宅のリニューアルが計画されております。若い世代、あるいは I・U ターンの方々が住みやすい、あるいは暮らしやすい町営住宅の政策を進め、人口減がとどまるような施策の展開を望みたいと思います。

9 款の消防費、3 行目、消防自動車の更新あるいは防火水槽の更新等計画的に行っていただいております。最近では、消火栓の設置要望が増加しておりまして、水道事業との関連により計画的に設置を行っていただければと思います。

ただ、消防団につきましては、若い方の減少、これによりまして維持が大変難しくなっているという状況が聞かれます。団員の待遇の改善、あるいは組織の再編等を考えながら、現況に即した形で計画し、住民の安全・安心を守れるようお願いをしたいと思っております。

10 款の教育費、10 ページになります。不登校の児童・生徒が平成 27 年度は 21 人、これ平成 28 年度は 18 人、平成 29 年度は 17 人と少しずつではありますが減少しております。適応指導教室の開設あるいは家庭訪問の実施、補助教員、支援員、介助員こういった方々の拡充を図るなどの努力の成果ではないかというふうに見られます。今後とも 1 人でも多く復帰できますよう継続した事業展開をお願いしたいと思います。

13 款の諸支出金であります。諸支出金の歳出につきましては、1,175 万 362 円で行っていただきましたけれども、ここでは土地開発公社への補助金を交付しているという状況があります。このため、平成 29 年度も土地開発公社の決算について審査を行っております。出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、会計処理は適法、適正であると認めたのでご報告いたします。

次の 11 ページからは特別会計の関係であります。

まず、総則として、ここに表を 5 つほど掲示をしております。現在、町によります特別会計が 4 件あるわけでありまして、総括する形でここへ表の形で掲載しております。最初の欄が歳入歳出の決算状況でございます。歳入は、4 つの会計合計で 6.9 億 1,042 万 2,545 円ということでございまして、歳出が 6.4 億 7,322 万 3,214 円ということで、これはほとんど合計としては前年並みであったというふうと考えられます。

それから、一般会計からの繰入金の状況であります。繰入金、特別会計合計で 10 億 610 万 9,462 円。トータルでは、これも前年とほぼ同額でありますけれども、特に国民健康保険あるいは下水道事業につきましては、繰入金が前年よりも減少したということでもあります。

次の表、それから次のページの表につきましては、それぞれ各会計ごとに予算額に対する調定でありますとか、調定額に対する収入済額の額、そして予算額に対する支出の額、予算額に対する不用額、これらを計算して記入したもので、恐らく毎年そう大きな変動はありません。ごらんいただければと思います。

最後の表、収入未済額であります。収入未済額は、平成 29 年度 4 つの特別会計で 2 億

4,000万強ということであります。それから、去年が2億5,400万円強あったわけでありまして、前年よりも6,400万、率にして6%未満が減っているということで、大変いいことではないかと、皆さんの努力を評価したいと思っております。

それと、次からは、各会計の状況であります。

国民健康保険それから介護保険、これらについてはごらんいただければと思います。

下水道事業会計の特別会計では、歳入総額は9億3,677万350円でありましたけれども、そのうち収入未済額が下水道使用料等で2,367万5,720円、受益者負担金で17万5,330円があるわけであります。これについても適切な徴収を実施していただければと思っております。

なお、現在、町の水洗化率につきましては、平成25年度は83.4、平成26年度は84、平成27年度が84.1、平成28年度が84.5、平成29年度86、わずかずつではありますけれども、毎年上昇している状況でございます。

次の第3が企業会計。ここでは、ずっとごらんいただければと思います。14ページの(3)の事業運営をごらんいただければと思います。①の未収金2億688万6,828円、これは、29年3月、これは3月で会計が閉められますので、その時点での金額でございました。一般会計に照らし合わせる、出納閉鎖期間となる5月末現在を見ますと、これが8,273万6,498円というふうになっておるわけでございます。水道料金未収金は累積額であります。適正な処理が強く望まれるところでございます。

次は、②のところで、経営成績について表示してございます。これは3つの指標、営業収益営業利益率、少し下がって経営資本回転率、その下が経営資本営業利益率。この意味するところは、ここへ括弧書きで書いてありますのでごらんいただければと思いますけれども、いずれにしてもこの3つの数字は、指標が高ければ高いほどいいという状況にあるわけですが、残念ながら町の結果というのは、非常に低いところに甘んじて、しかもことしは前年をそれぞれ下回ったという状況にあります。

町の水道状況は、非常に山間部が多い、あるいは人家が点在しているという状況で、効率が悪いのはこれはもうやむを得ないことでありますけれども、引き続き運営につきましてはご努力いただければと思っております。

③の一般会計からの補助金6,611万6,551円、これは昨年に引き続きまして、全額法定内でありまして、経営基盤の強化への取り組みの成果が見られると思っております。今後もさらなる健全化に向けて努力をお願いしたいと思っております。

以上、これらを踏まえまして、次の15ページから審査結果の総括意見としてご報告いたします。

平成29年度の決算審査は、前年度決算審査に引き続き、契約書の締結が必要な事業、補助金交付事業について重点的に審査を行ったところでございます。

まず、1の歳入につきまして、町税及び使用料、これは町を支える礎でございます。収入未済額をふやさない対応を今後とも重要課題として取り組んでいただければと思っております。毅然とした厳しい対処によりまして、住民間の公平と財源の確保に努めることが今後厳しさを増すと予想されます財政運営の上からも強く望みたいと思っております。

なお、滞納者等への督促あるいは交渉及び滞納管理及び滞納繰越金の記票については、トラブルやミスの発生を防ぐためにも複数職員で対応し、年度末には再度収入未済の確認を行うなど、二重チェックを基本として取り組んでいただければと思っております。

次に、表として収入未済額の推移を一覧表にいたしました。前のほうの説明をいたしますと、6ページの収入未済については表示したわけでありますけれども、ここにそれに加えまして町税あるいは特別会計も含めた未済額の推移を掲載いたしました。合計で、昨年に比べまして7,742万2,000円ほど未済額が減ったと、要するにマイナス、三角印は前年度よりも未済額が減ったという状況を示しているわけでありまして、今年度、前年度より7,700万円ほど未済額が減ったという状況でございました。

次のページ、2の歳出についてであります。健全財政に向け、地方債の新規発行の抑制、これは鋭意努力されていることは認められるところでございます。しかし、地方交付税の合併算定がえによる加算措置が平成28年度から段階的に削減されてきておりましたが、平成33年度からは完全に一本算定になるわけであります。このことを想定いたしまして、個別の事務事業の必要性、重要性についてさらなる検討を進め、老朽化施設の修繕等計画を立て、必要な経費を念頭に入れながら経費の節減にも努力をいただければというふうに思っております。

また、契約書の締結が必要な事業については、財務規則を順守し、請負業者選定委員会の諮問を確実に受けて事務を行っていただきたい。また、これについては、出先機関の職員の方も含めて、契約書の締結が必要な事業補助金について、職員の理解を深めるための研修等も実施して、人員減、業務量増の中の厳しい面ではあると思いますけれども、支払い、契約内容、契約文書の確認等、初歩的なチェックについては、怠ることのないように事務を行っていただきたいと思っております。

また、補助金に関しましては、補助対象額の積算根拠を明確にし、補助金交付要綱に沿った公正、公平な補助金執行を行っていただきたいと思えます。

次に、3の積立金でございます。先ほど申し上げましたように、平成29年度基金の総額は約78.8億円となっております。一部取り崩しとなったことがあるわけですが、今後も社会保障費、施設維持費等、財政運営に大きな影響を及ぼす各種の多額な費用負担が想定されることから、そうした要素を加味した適切な基金管理により、安定した行政運営のため、引き続き対処をお願いしたいと思えます。

次に、4番、行財政改革と公共施設の統合整理でございます。町では、財政の健全化を図るべく行財政改革に鋭意努力しており、一定の成果を上げつつあります。特に、経常経費の削減を図るため、職員数の縮減に取り組み、この方については当初の目的を達成できる状況に至っているわけであります。ただ、公務員の定年延長が具体的なスケジュールとして進展しつつある状況になってきておりまして、町としても今後の定年管理にはこれまでにない対応が求められようとしております。当面、現在の職員数で行政運営を図る形になるわけでありますけれども、行政需要の多面化が進行しておりまして、職員の負担は非常に大きなものがあるのではないかというふうに推察をされます。こうした状況下で、事務事業については見直しに取り組んではあるものの、なかなか成果としてあらわれていな

いのが現状だと思われます。建屋の細かな事業であっても、住民生活に密着した事業については、簡単に廃止できないといった制約、あるいは国・県等のかかわりもありまして、事務事業の統廃合や縮減は一定の困難さを伴っていることは理解できるところであります。

一方で、これまで議論をされてきました公共施設等の統廃合、これについては、対応の仕方で実現できる要素もありまして、その見直しを図ることにより経費の削減と人員配置の効率化が可能になると思われるだけに、しっかりした取り組みを期待したいと思っております。

次のページで、こうした中、平成30年度総務課に構造改革推進室が設置され、なかなか進展が見られなかった公共施設の整理・統合についても中心的課題として取り組む体制づくりができたと聞いております。町の財政的観点から見ましても、一刻も早い統廃合や整理縮減が求められておりまして、実質的に機能する組織運営となるよう望むところでございます。

5番の林業の再生であります。町の9割が森林であるという状態。しかしながら、ほとんど手が入らなくなって久しい。いわゆる林業の衰退といわれる状況にあるわけであります。これを見直す一つの手法として、このところ自罰型林業というもの注目されてきております。町でもこの事業に取り組んでおりまして、少ない資金で効率のよい林業経営、現実的な林業経営が可能となるというふうに言われておりまして、今後の取り組みに注目をしたいと思っております。このことは、移住・定住の一環として、あるいはまた眠っている景観の発掘、あるいは人が入ることによる根本的な獣害対策、こういうことにもつながるものでございまして、面的な広がりを見せれば、その効果は計り知れないものがあるんじゃないかと思っております。

ただ、残念ながら、産出した原木の販路の拡大でありますとか創出、あるいはNPO法人の育成、これらの人材確保、それと機械の導入補助などの課題が非常に多いわけでありまして、産業、観光の両面から、町として積極的な支援を期待するところでございます。

6の農業の活性化であります。年々、高齢化、過疎化が進行している農村地域にありまして、山間地周辺の農地がかなりのスピードで荒廃していく現実がありまして、これらにどう歯どめをかけるかが農政の大きな課題の一つになっているわけであります。

こうした中で、たまたま地域の農林産物の振興を図るべく補助金を活用して荒廃農地に対し、そばの栽培実証圃の取り組みが行われてきたようであります。担い手を確保し、行政の支援を受け、こうした実証的な事例ではありますけれども、後につながる事業の一つとしては大きな意味があるんじゃないかと思っております。あまり目立たない規模ではありますけれども、きめ細やかな事業実施によりまして、農地の確保、保全確保に向けた取り組みの一手法として今後も努力していただければと思っております。

一方、みなかみユネスコ・エコパークが登録されまして1年が経過したわけであります。この間、町ではさまざまな手法でPR活動を行い、その認知度は高まりつつありますけれども、これを町の産業経済にどう生かしていけるかについては、これからのことと思われます。特に、町の農業の特徴というのは、御存じのように、冬期間は農業生産物が非常に

少ないということにあらうかと思えます。通年的に町の農業を活性化させるには、このみなかみ町という自然の豊かさを生かした農産品を使った特徴のある加工農産物の創出というものが必須ではないかというふうに思われます。加工施設等の導入を図るなどしながら、町の地理的特色を生かしたみなかみブランドの創出がこれからの町の農業活性化の一助となるのではないかとと思われるところでございます。

7の子育て支援であります。今、多くの自治体が若い人の移住・定住に向けてさまざまな支援策を講じているところであります。特に、子育て世代の女性がいかにストレスなく生活できるかというのが施策の基本的な考え方になると思われます。町も一時保育あるいはファミリーサポートなどの制度に取り組んでおりますけれども、このうちのファミリーサポートについては、平成29年度に子供を預かる側、要するに預かってもいいよという方の会員が22人登録をされたと聞いております。一方、機会があったら子供を預けたいという会員が32人いたわけでありましてけれども、実際の利用者はゼロ人という実態でございました。

必ずしも利用者が多ければいいというものではございませんけれども、ただ、現在の仕組みで各種の手続きを経て各人の個人の家庭に預かってもらうということになるわけでありまして、この辺は利用する側にとってある種のためらいとかあるいは敷居の高さを感じる人もいるのではないかなと推測をされるところでございます。ストレスなく利用できるのは、可能であるならば、例えば公民館などの公共施設に拠点を置いておきまして、利用者と預かる側の双方が出会って事業の実施が図られるといったような方法がより現実的ではないかというふうに思われるところであります。

さらに、利用料金につきましても、補助を実施しているセンターもほかの地域であるというふうに聞いております。潜在的な利用希望者が一步踏み出せるような、利用しやすい制度の運用に期待をしたいと思っております。

8の水道事業についてであります。町の水道は湧水に依存している面もあり、近年、一部の枯渇が危惧されてきております。これについては、昨年もお報告をさせていただきました。これについては、新たな水源確保に向けての調査が予定されているというふうに聞いております。こうした状況とは別に、施設の老朽化というものが今非常に大きな課題となってきたのではないかというふうに考えます。例えば例に取りますと、旧月夜野地区、ここは早いところでは昭和30年代に簡易水道という形で水道事業が開始されました。その後、多くの地域で40年代に開設され、これが昭和49年に全て当時の月夜野町の要するに町営となったわけでありまして。町営となった後、随時補修、改修を加えながら現在に至っているわけでありましてけれども、基本的な状況としては、年月の経過、いわゆる経年劣化になるわけでありましてけれども、施設の老朽化というのは、ほかの旧町村においても同じ状況ではないかというふうに考えております。これをどうするかというのが喫緊の問題として捉えなければならないと思っております。

世界的に見て、水の問題で苦しむ地域は多いわけですが、今の日本の状況は、水にとっては大変恵まれていると言えそうです。しかし、今の我々にとっての水道というのは、生活と切り離すことのできない事業の一つでありまして、今後、資産

管理を徹底し、合併特例債等も視野に入れながら、施設の更新、改良を行い、安心できる水道事業運営に向けて努力していただきたいと思います。

以上、要望事項を含めまして意見を記したところでありますけれども、本町の将来に向けて対応を望みたいと思っております。

平成29年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、一般会計、特別会計及び企業会計を通じ会計処理は適法、適正であると認めたので報告をいたします。

なお、きょうの会議の冒頭、日程第2、報告第5号におきまして、職務代理者のほうから健全化判断比率と資金不足比率につきましてのご報告がありました。一緒に付されております審査意見書のとおり、いずれも適正であり問題ございませんでしたので、これについてもあわせてご報告したいと思います。

最後になりますが、議員諸兄並びに町関係者、それぞれのお立場からこのみなかみ町が信頼性を取り戻し、再び輝ける町として歩んでいくために、特段のご尽力をこれからもご期待いたしまして、決算審査意見の報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で決算審査の報告を終わります。

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑は簡明に願います。

まず、認定第1号、平成29年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、平成29年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、平成29年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、平成29年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、平成29年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、平成29年度みなかみ町水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成29年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、平成29年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成29年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、平成29年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第48号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議案第49号 平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議長(小野章一君) 日程第9、議案第48号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第49号、平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてまで、以上2件を議題といたします。

町長職務代理者より一括して提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者副町長笠木淳司君。

(町長職務代理者副町長 笠木淳司君登壇)

町長職務代理者副町長(笠木淳司君) 議案第48号及び第49号につきまして、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第48号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,456万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億3,773万7,000円とするものです。

歳出補正の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費1億1,436万8,000円の増額は、普通財産管理事業730万7,000円、たくみの里活性化事業6,719万4,000円、ふるさとキラキラフェスティバル事業1,000万円、ふれあい交流館管理運営事業684万1,000円が主なものです。

3款民生費では、2項児童福祉費2,000万円の増額は、子育て家庭住宅整備補助金交付事業です。

4款衛生費では、2項清掃費5,695万1,000円の増額は、燃やせるごみ固形燃料RDF化事業です。

7 款商工費では、2 項観光費 2,412 万 8,000 円の増額は、観光情報発信事業 1,000 万、猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業 837 万 5,000 円が主なものです。

9 款消防費では、1 項消防費 1,000 万円の増額は、消防団詰所維持管理事業と消防団詰所整備事業で、いずれも 500 万となっています。

財源となる歳入補正ですが、主な内訳は、地方交付税 1 億 5,155 万 6,000 円の増額は、普通交付税であります。国庫支出金 3,075 万 8,000 円の増額は、地方創生推進交付金 4,650 万円の増額が主なものです。繰入金 2,937 万 5,000 円の増額は、ふるさと応援基金繰入金 2,000 万円が主なものです。町債 1,990 万円の増額は、過疎対策事業債 2,250 万円、緊急防災減災事業債 210 万円の増額と臨時財政対策債 470 万円の減額です。

以上が一般会計の補正概要であります。

次に、議案第 49 号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 305 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 405 万円とするものです。

歳出補正につきましては、1 款総務費 27 万円の増額は、一般管理事業です。9 款諸支出金 278 万円の増額は、療養給付費交付金償還金事業です。

財源となる歳入補正につきましては、県支出金 27 万円及び繰越金 278 万円の増額です。

以上が国民健康保険特別会計の補正概要であります。

議案第 48 号及び第 49 号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長職務代理者の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第 48 号、平成 30 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 4 号）についてから議案第 49 号、平成 30 年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、以上 2 件については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号、平成 30 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 4 号）についてから議案第 49 号、平成 30 年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、以上 2 件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

休会の件

議長（小野章一君） お諮りいたします。

明日9月22日から9月27日までの6日間は議案調査のため休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、明日9月22日から9月27日までの6日間は休会することに決定いたしました。

散 会

議長(小野章一君) 以上で本日の議事日程第2号に付された案件は全て終了いたしました。

この後、10時45分から議員会をお世話になりたいと思います。また、本日、本会議、これが終了しました。議員全員協議会を午後1時から開催したいと思いますので、出席をお願いしたいと思います。

25日には、午前9時より決算連合審査会を開催します。

26日には、午前9時より総務文教常任委員会を、午後1時30分より厚生常任委員会を開催いたします。

27日には、午前9時より産業観光常任委員会を、午後1時より議会だより編集特別委員会を開催いたします。

また、最終日28日には、午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(10時30分 散会)